

昭和三十五年政令第四十二号

商標登録令

内閣は、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第二条）
- 第二章 商標原簿及び閉鎖商標原簿（第三条―第六条）
- 第三章 登録の手續（第七条―第十条）

第一章 総則

第一条 商標

商標に関する登録は、商標法第七十一条第一項各号（同法第六十八條の二十七第一項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項及び同法附則第二十六條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）に規定する事項のほか、次に掲げる事項についてする。

- 一 登録異議の申立てについての確定した決定
- 二 商標法第四十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）、若しくは附則第十四條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）、又は商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十七條第一項の審判の確定審決
- 三 再審の確定した決定又は確定審決

2 商標法第六十八條の二十第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

第二条 予告登録

登録又は商標法第六十八條の二第一項に規定する国際登録（以下この号において「登録等」という。）の原因の無効又は取消しによる登録等の抹消又は回復の訴えが提起されたとき、ただし、登録等の原因の無効又は取消しをもつて善意の第三者に対抗することができる場合に限る。

とき。ただし、登録等の原因の無効又は取消しをもつて善意の第三者に対抗することができる場合に限る。

第二章 商標原簿及び閉鎖商標原簿

第三条 商標原簿

商標法第四十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）、若しくは附則第十四條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）又は平成八年改正法附則第十七條第一項の審判の請求があつたとき。

第四条 再審の請求があつたとき

特許登録令の準用

特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第四条（第二号を除く。）、及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、商標に関する登録に準用する。この場合において、同令第二条第二号中「若しくは専用実施権」とあるのは、「専用使用権若しくは通常使用権」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは、「商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは、「を除く」と、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは、「商標権及び防護標準登録に基づく権利」と、同令第二条中「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは、「及び商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 商標原簿及び閉鎖商標原簿

第四条 商標原簿

商標法第六十八條の二第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

第五条 商標原簿

商標法第六十八條の二第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

第六条 特許登録令の準用

特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第四条（第二号を除く。）、及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、商標に関する登録に準用する。この場合において、同令第二条第二号中「若しくは専用実施権」とあるのは、「専用使用権若しくは通常使用権」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは、「商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは、「を除く」と、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは、「商標権及び防護標準登録に基づく権利」と、同令第二条中「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは、「及び商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 登録の手續

第七条 登録の申請

商標法第六十八條の二第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

三 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下この条において「特例法」という。）の規定により商標登録を受けた商標が特例法第三条第二項に規定するファイルに記載されている場合（商標法第五条第四項の記載が記録されている場合を含む。）、当該ファイルの記録

第三章 登録の手續

第四条 登録の申請

商標法第六十八條の二第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

第五条 商標原簿

商標法第六十八條の二第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

第六条 特許登録令の準用

特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第四条（第二号を除く。）、及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、商標に関する登録に準用する。この場合において、同令第二条第二号中「若しくは専用実施権」とあるのは、「専用使用権若しくは通常使用権」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは、「商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは、「を除く」と、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは、「商標権及び防護標準登録に基づく権利」と、同令第二条中「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは、「及び商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 登録の手續

第七条 登録の申請

商標法第六十八條の二第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

第八条 商標原簿

商標法第六十八條の二第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

第三章 登録の手續

第九条 登録の申請

商標法第六十八條の二第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

一 商標権の設定、存続期間の更新、変更、消滅（放棄によるものを除く。）若しくは回復又は書き換えられた後の指定商品並びにその商品及び役務の区分

第三章 登録の手續

第四条 登録の申請

商標法第六十八條の二第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

第五条 商標原簿

商標法第六十八條の二第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

第六条 特許登録令の準用

特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第四条（第二号を除く。）、及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、商標に関する登録に準用する。この場合において、同令第二条第二号中「若しくは専用実施権」とあるのは、「専用使用権若しくは通常使用権」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは、「商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは、「を除く」と、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは、「商標権及び防護標準登録に基づく権利」と、同令第二条中「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは、「及び商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 登録の手續

第七条 登録の申請

商標法第六十八條の二第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

第八条 商標原簿

商標法第六十八條の二第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

第三章 登録の手續

第九条 登録の申請

商標法第六十八條の二第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

四号に掲げる請求があつたときは、職権で予告登録をしなければならぬ。

(更正)

第九條の五 特許庁長官は、第一条第二項の規定により登録すべき事項(同条第一項に規定する事項を除く。以下この条において「国際登録事項」という。)の登録を完了した後、その登録の基礎とした商標法第六十八條の第二項に規定する国際登録について同条第五項に規定する国際事務局から国際登録簿に登録された事項に係る更正の通報で経済産業省令で定めるものがあつたときは、遅滞なく、当該国際登録事項を更正しなければならぬ。

(予告登録の抹消)

第九條の六 第一審裁判所の裁判所書記官は、第一条の第二号に掲げる訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2 特許庁長官は、登録異議の申立て又は第一条の第二号若しくは第四号に掲げる請求について、登録異議申立書若しくは請求書を却下した決定が確定したとき、申立て若しくは請求を却下し、若しくは商標登録を維持すべき旨の決定若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は申立て若しくは請求の取下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならぬ。

(特許登録令の準用)

第十條 特許登録令第十五條、第十八條から第二十一條まで、第二十三條、第二十四條、第二十七條から第三十六條まで、第三十七條第一項及び第二項、第三十八條(第一項第六号を除く)、第三十九條から第四十二條まで、第四十三條第一項及び第二項、第四十六條から第五十三條まで、第五十五條から第五十五條の三まで、第五十五條の四(第二項を除く)並びに第五十五條の五から第六十九條まで(登録の手続)の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三條第二項中「特許法第十五條」とあるのは、「商標法第七十七條第二項において準用する特許法第十五條」

と、同令第二十七條中「一 特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)とあるのは、「一 商標登録の登録番号又は商標法第六十八條の第二項に規定する国際登録の番号」と、六 登録の目的」とあるのは、「六 登録の目的/七 商標法第二十四條第一項の規定による商標権の分割の登録を申請するときは、その分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分/八 商標法第二十四條の第二項の規定による移転の登録を申請するときは、その移転に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と、同令第三十條第二号中「若しくは世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、同令第三十條第三号中「若しくは世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、同令第三十條第四号中「特許法第七十三條第二項(同法第七十七條第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「商標法第三十五條において準用する特許法第七十三條第二項(同法第七十七條第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七條第二項中「特許法の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料」とあるのは、「商標法(商標法第六十八條の二十に規定する国際登録に基づく商標権(以下「国際登録に基づく商標権」という。))及び同法第六十八條の三十五の規定により設定の登録をすべき商標権を除く。又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、同法第四十條第一項若しくは第二項、第四十一條の第二項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第三十八條第一項第三号中「特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)とあるのは、「商標登録の登録番号若しくは商標法第六十八條の第二項に規定する国際登録の番号」と、同令第三十條第三号中「特許法第九十五條」とあるのは「商標法第三十四條第一項」と、同令第五十五條の四第一項中「又はこれを目的とする質権」とあるのは「若しくは通常使用権又はこれらの

権利を目的とする質権」と、同令第六十二條第一項中「特許権その他特許に関する権利の移転の登録」とあるのは「商標権その他商標に関する権利(国際登録に基づく商標権を除く。))の移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と、同令第六十七條及び第六十九條中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「商標登録原簿」と読み替えるものとする。

附則

1 この政令は、商標法の施行の日(昭和三十五年四月一日)から施行する。
2 商標に関する審判其の他の手続の費用及び登録に関する件(大正十年勅令第四百六十四号以下「旧令」という。)による商標原簿又は商標信託原簿は、それぞれこの政令による商標登録原簿又は商標信託原簿とみなす。

附則

(昭和三十七年九月二十九日政令第三九一号)
1 この政令は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の施行の日(昭和三十七年十月一日)から施行する。
2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附則

(昭和三十九年一月一日政令第三二四号)
1 この政令は、特許法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第四十八号)の施行の日(昭和四十年一月一日)から施行する。
2 第一条の規定による改正前の特許登録令による特許登録原簿、第二条の規定による改正前の

実用新案登録令による実用新案登録原簿、第三条の規定による改正前の意匠登録令による意匠登録原簿及び第四条の規定による改正前の商標登録令による商標登録原簿の様式及び記載の方法、その登録の新登録用紙への移記、その登録用紙の閉鎖並びにその閉鎖した登録用紙の閉鎖特許原簿、閉鎖実用新案原簿、閉鎖意匠原簿及び閉鎖商標原簿へのつづり込みについては、当該特許登録原簿、実用新案登録原簿、意匠登録原簿又は商標登録原簿がそれぞれ第一条の規定による改正後の特許登録令による特許登録原簿、第二条の規定による改正後の実用新案登録令による実用新案登録原簿、第三条の規定による改正後の意匠登録令による意匠登録原簿又は第四条の規定による改正後の商標登録令による商標登録原簿に改製されるまでの間は、なお従前の例による。

3 前項の規定による改製に関し必要な事項その他この政令の施行に伴い必要な経過措置は、通商産業省令で定める。

附則

(昭和四〇年七月十九日政令第二五五号)
この政令は、千九百一十一年六月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月六日にヘーグで、千九百二十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約への加入の効力発生の日から施行する。

附則

(昭和五〇年九月二三日政令第二七五号) 抄
この政令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附則

(昭和五四年二月二一日政令第二九九号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則

(昭和六〇年一月二九日政令第二八七号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則

(昭和六二年二月四日政令第三九一号) 抄
この政令は、特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。)の施行の日(昭和六十年十一月一日)から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附則（平成二年九月二十七日政令第二八五号）

この政令は、民事保全法の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。

附則（平成三年九月二十五日政令第二九九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号）の施行の日（平成四年四月一日）から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第二〇六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。ただし、

第二条、第四条及び第六条の規定、第七号の規定（特許登録令第一条第一号、第三条第四号及び第十六条第六号の改正規定中、「第二百二十六条第一項又は第二百八十四条の十五第一項」を「又は第二百二十六条第一項」に改める部分並びに同令第三十条第一項第四号の改正規定を除く。）、第八条中実用新案登録令第二条の改正規定（同条第四号）を「同条第五号」に改める部分に限る。）、第九条及び第十号の規定、第十一条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第一条第八号の改正規定（第十一号）を「第十二号」に改める部分を除く。）並びに同令第三条及び第六条の改正規定、第十二条の規定並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定（意匠登録令第二条の改正規定中、「第二百二十六条第一項又は第二百八十四条の十五第一項」を「又は第二百二十六条第一項」に改める部分を除く。）、及び附則第六条の規定（商標登録令第二条の改正規定中、「第二百二十六条第一項又は第二百八十四条の十五第一項」を「又は第二百二十六条第一項」に改める部分を除く。）は、平成八年一月一日から施行する。

附則（平成八年九月一三日政令第二七四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第一条中商標法施行令第二条第一項の改正規定及び第三条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

（商標権の存続期間の更新登録の無効の審判についての経過措置）
3 平成八年改正法附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる平成八年改正法第一条の規定による改正前の商標法第四十八条第一項の審判については、第二条の規定による改正前の商標登録令第一条第一号、第二条（特許登録令第三条第五号を準用する部分に限る。）及び第七条第四号の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

附則（平成一二年二月一〇日政令第三九九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成一二年二月二十七日政令第四三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年一月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三一四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一五年八月六日政令第三五六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附則（平成一九年七月一三日政令第二〇七号）抄

この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年二月二六日政令第四〇四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第十六号）の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附則（平成二三年二月二日政令第三七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年改正法の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附則（令和五年一月二十九日政令第三三八号）抄

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第二条中商標法施行令第三条第二項の改正規定及び同令第七条を同令第八条とし、同令第六条の次に一条を加える改正規定、第三条の規定並びに第四条中特許法等関係手数料令第三条の二を同令第三条の三とし、同令第三条の次に一条を加える改正規定及び同令第四条第一項の表の改正規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。

附則（令和五年一月二十九日政令第三三八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（令和五年一月二十九日政令第三三八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十七年改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年一月二二日政令第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十六年改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年一月二二日政令第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十六年改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年一月二二日政令第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十六年改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年一月二二日政令第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十六年改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年一月二二日政令第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十六年改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年一月二二日政令第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十六年改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年一月二二日政令第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十六年改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年一月二二日政令第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十六年改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。